



## 「TEKI-PAKI」サービス会員規約

### 第1条( 会員規約)

1. 本規約は、ソフトバンクBB株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「TEKI-PAKI」サービス（以下「TEKI-PAKIサービス」といいます。）を会員が利用する際に適用されます。
2. 会員が個別サービスを利用する場合、本規約に加えて、別途当社またはサービス提供者が指定する当該個別サービスの利用に関する契約（以下「個別利用契約」といいます。）が適用されます。

### 第2条( 定義)

本規約において、次の用語は、次の各項に定める意味で用いるものとします。

- (1) 「TEKI-PAKIサービス」とは、当社が別途定める方法により、当社またはサービス提供者が提供するサービスを利用できるサービスの総称をいいます。
- (2) 「会員」とは、本規約に同意の上、第5条（会員登録）に基づきTEKI-PAKIサービスの会員登録を行ない、当社がかかる登録を承諾の上、TEKI-PAKIサービスを受ける資格を有した者をいいます。
- (3) 「申込者」とは、TEKI-PAKIサービスの会員登録が完了する前の者をいいます。
- (4) 「個別サービス」とは、TEKI-PAKIサービスにおいて提供される個別のサービスをいいます。
- (5) 「サービス提供者」とは、個別サービスのうち、当社が提供するサービス以外のサービスを提供する第三者をいいます。

### 第3条( 本規約の変更)

当社は、当社所定の方法により会員に通知することにより、本規約を変更することができます。

### 第4条( 提供地域)

当社によるTEKI-PAKIサービスの提供地域は、日本国内に限定されます。日本国外においてTEKI-PAKIサービスが利用できる場合であっても、当社が日本国外でTEKI-PAKIサービスの提供をするものと解釈されるも

### 第5条( 会員登録)

TEKI-PAKIサービスの会員登録は、本規約に承諾の上、当社が別途定める方法により行うものとします。会員登録には、別途当社が定める条件を充たすことが必要です。

### 第6条( 会員登録申込の承諾)

1. 会員契約は、前条に定める会員登録に対し、当社がユーザIDを発行したときに成立するものとします。
2. 当社は、次の各号の場合には、会員登録の申込を承諾しないことがあります。また、前項に基づく会員契約の成立後であっても、次の各号の一に該当することが判明した場合には、当社は相当の期間を定めてその事実を是正するように催告し、かかる期間内に是正されないときは、通知することなく会員契約を解除することができるものとします。ただし、第3号の場合には、当社所定の方法にて通知することにより、会員契約を解除することができるものとします。
  - (1) 会員登録の申込時に事実と異なる内容（虚偽、誤記、記載漏れ等を問いません。）を通知したことが判明した場合

(2) 過去に会員契約を解除されていることが判明した場合

(3) その他会員契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合

#### **第7条( 会員登録内容の変更等)**

会員は、会員登録に関して当社に届け出た事項に変更があった場合には、速やかにその旨を当社所定の方法により当社に届け出るものとします。

#### **第8条( IDおよびパスワード)**

1. 会員は、ユーザIDおよびパスワード（以下、総称して「ID等」といいます。）について一切の責任を負うものとし、第三者に開示、漏洩、譲渡、担保供与せず、またこれを利用させてはならないものとします。

2. 当社は、ユーザID等の管理につき、会員の故意または過失の有無にかかわらず、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとし、ユーザID等による利用その他行為は、全て会員による利用とみなします。

3. 当社は、ユーザID等が第三者により利用されたことにより生じる損害について、会員の故意、過失の有無にかかわらず、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切責任を負わないものとします。

#### **第9条( 退会)**

会員は、会員契約の解約を希望する場合、当社所定の手続きに従って、当社に対し請求をするものとします。当社は、かかる請求を受けた後、当社所定の手続きを経て会員に対し通知を発した時点で、解約の効果が生じるものとします。

#### **第10条( 会員利用の停止)**

会員が次の各号の一に該当する場合には、当社は何らの責任を負うことなく、当該会員によるTEKI-PAKIサービスの利用を停止し、会員契約および個別利用契約を解約することができるものとします。この場合、当該会員は期限の利益を喪失し、一切の残存債務を一括して履行するものとします。

(1) 会員が本規約または個別利用契約に違反し、当社がかかる違反に対し相当期間をもって是正の催告をしたにもかかわらず、かかる違反が是正されない場合

(2) 会員登録時に虚偽の申請をした場合または登録変更を怠った場合で、当社が是正の催告をしたにもかかわらず、かかる是正がされない場合

(3) 差押、仮差押または租税滞納処分を受けた場合

(4) 強制執行、競売、破産または再生手続き開始の申立てがあった場合

(5) 支払い停止に陥った場合その他信用状態が著しく悪化した場合

(6) 前各号の他、正当な理由により当社が会員として不適当と認めた場合

#### **第11条( 著作権、知的財産権その他の財産権)**

TEKI-PAKIサービスにおけるソフトウェアおよび情報等（以下「情報等」といいます。）に関する著作権、知的財産権その他の財産権は、当社または当該情報等の提供元に帰属します。会員は、これらを著作権法で認められた私的利用を超える利用をすることはできず、また第三者にさせることはできません。

#### **第12条( 禁止事項)**

1. 会員は、TEKI-PAKIサービスに関して以下の行為を行わないものとします。

- (1) TEKI-PAKIサービスを営利目的の為に利用し、またはTEKI-PAKIサービスを利用した営業行為
- (2) TEKI-PAKIサービスを日本国外で利用する行為
- (3) 他の会員のユーザID等を不正に入手し、もしくは不正に利用する行為
- (4) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (5) 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (6) TEKI-PAKIサービスによりアクセス可能な当社または第三者の情報を改竄、消去する行為
- (7) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または第三者が受信可能な状態におく行為
- (8) 法律、命令、処分、その他の規制に違反する行為
- (9) 犯罪行為を惹起または助長する行為その他犯罪行為に結びつく行為
- (10) 当社または第三者を誹謗中傷し、またはその名誉、信用を害する行為
- (11) 当社および第三者の設備またはTEKI-PAKIサービス用設備に無権限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (12) 上記各号の他、法令、本規約または公序良俗に違反する行為、TEKI-PAKIサービスの運営を妨害する行為、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為

2. 会員は、TEKI-PAKIサービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万一TEKI-PAKIサービスの利用に関連し他の会員または第三者に対して損害を与えたものとして、当社に対して当該会員または第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

### **第13条( TEKI-PAKI サービスの一時中断等)**

1. 当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、会員に事前に通知することなく、一時的にTEKI-PAKIサービスを中断することがあります。

- (1) TEKI-PAKIサービス用設備等の保守を緊急に行う場合
- (2) 火災、停電等によりTEKI-PAKIサービスの提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災によりTEKI-PAKIサービスの提供ができなくなった場合
- (4) 暴動、争乱、労働争議等によりTEKI-PAKIサービスの提供ができなくなった場合
- (5) 電気通信事業者が電気通信サービスを中止あるいは一時停止をした場合
- (6) その他、運用上または技術上TEKI-PAKIサービスの一時的な中断が必要と当社が判断した場合

2. 当社は、前項各号のいずれかまたはTEKI-PAKIサービスを提供する機器の故障、トラブル、停電、通信回線の異常ならびにその他の事由によりTEKI-PAKIサービスの提供の遅延または中断等が発生したとしても、これに起因する会員が被った損害について一切責任を負わないものとします。

3. 当社は、当社所定の方法により会員に対して通知することにより、TEKI-PAKIサービスまたは個別サービスの全部または一部の提供を終了することができます。かかる終了について、当社は会員その他の第三者に対して、いかなる責任も負わないものとします。

#### **第14条( 個人情報の管理)**

[個人情報取り扱いについてをご確認ください。](#)

#### **第15条( 譲渡禁止)**

会員は、本規約に基づく権利義務の一部または全部を第三者に利用させる行為の他、譲渡、貸与、または質入等の担保権の設定その他一切処分を行ってはならないものとします。

#### **第16条( 準拠法)**

本規約およびこれに関する一切の法律関係については、日本国法を準拠法とし、本規約は日本国法に従って解釈されるものとします。

#### **第17条( 合意管轄)**

本規約に関連して生ずる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2007年 1月15日：制定

2007年 9月 3日：改定

# 個人情報の取り扱いについて

## TEKI-PAKIサービスにおける個人情報の取り扱いについて

ソフトバンクBB株式会社（以下、「当社」といいます。）は、本件サービスの提供に伴いお客様からお預かりしたご担当者様の個人情報（氏名・住所・電話番号・E-Mailアドレス等）を、次の目的に限り使用いたします。

- (1) お客様からのお問い合わせ対応
- (2) 課金請求
- (3) サービス利用料金の請求
- (4) お客様へのサービス向上に寄与するためのマーケティング調査および分析
- (5) お客様に対するサポートサービスの提供
- (6) 商品、サービス及びキャンペーンのご案内。
- (7) その他、サービスの提供に必要な業務連絡（各種手続のご案内や利用サービスに関する情報提供）

当社は、上記以外の目的で個人情報を利用させていただく場合は、その都度その利用目的を明確にし、お客様から事前の同意をいただきます。

また収集した個人情報は利用目的の範囲内で業務委託先へ開示する場合があります。業務委託契約を締結する際には、業務委託の相手としての適格性を十分に審査するとともに、安全管理措置、秘密保持、再委託の条件、その他の個人情報の適正な取り扱いに関する事項について定め、定期的な委託業務状況のモニタリング等を実施することによって当社の業務委託先を適切に監督し、より個人情報の保護に配慮したものとします。また、個人情報の保護により一層配慮したものと見直し、改善を図ります。更に、当社は収集した個人情報をお客様へのサービス向上に寄与するため(1) お客様へのサービス向上に寄与するためのマーケティング調査および分析及び上記(2) 商品、サービス及びキャンペーンのご案内を目的として、当該目的に必要な範囲内でサービス終了後も利用させていただくことがあります。その場合には、その都度その利用目的を明確にし、お客様から事前の同意をいただくとともに、個人情報の適正な取り扱いに関する事項について定め、それらの事項を遵守し、適正な管理体制で個人情報の保護に配慮します。当社は個人情報を当社の個人情報保護ポリシーに基づき適正に管理します。当該ポリシーの内容の詳細は当社の下記URLのホームページでご確認下さい。

<https://www.softbankbb.co.jp/privacy/index.html>

また、当社の情報管理についてご不明な点は下記窓口宛にお問い合わせ下さい。

E-mail:privacy@ybb-support.jp

2. お客様よりお預かりした個人情報は、本件サービスのサポートサービスの提供、請求書発行などの業務を目的として購入リセラーに提供します。また、当該サポートサービスを行うため、当社が必要と判断した場合には、必要な範囲内でソフトウェアメーカーにも個人情報を提供することがございますので、あらかじめご了承下さい。

3. 個人情報保護に関する学習教材を作成し、当社の全社員および派遣社員に配布するとともに、最低1年に1回は個人情報を取り扱う当社の全社員および派遣社員を対象に研修を実施します。

4. 個人情報保護に関する内部規程を整備し、個人情報の取り扱いについて明確な方針を示すとともに、個人情報の漏洩等に対しては、厳しい態度で臨むことを社内に周知徹底します。

5. 個人情報保護管理者を設置し、情報セキュリティ管理責任者をその職に任命するとともに、法令・ガイドラインの遵守・内部規程の策定、監査体制の整備その他個人情報の取り扱いの監督を実施するために、その役割を明確にした体制を整備します。

6. 個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために個人情報へのアクセス管理、個人情報の持ち出し制限、外部からの不正なアクセスの防止のための措置その他の必要かつ適切な措置を講じます。

7. 個人情報の保護が適切に行われているかどうかについて、社内で監査できる体制を整備してまいります。また、アクセスログを活用した監査は、個人情報漏洩者の早期発見およびそれによる抑止効果の発揮による漏洩の未然防止に有効と考えられますので、その実施方法を検討してまいります。

8. 個人情報保護に関する活動について、継続的な見直し、改善を図ります。

9. 当社がお客様より取得した個人情報の利用目的の通知または開示もしくは訂正等をご本人から求められた場合につきましては、書面で回答します。（ただし、ご本人様の同意を得られた場合は、当該方法で回答します。）尚、当該回答をする際、実費を勘案した合理的な範囲内の手数料を頂戴する場合があります。ご本人様による、当社がお客さまより取得した個人情報の開示もしくは訂正等に関するお問い合わせ、および当該個人情報の取り扱いに関する苦情のお申し出は下記の連絡先までお願いします。

〔連絡先窓口：個人情報問合せ窓口〕

E-Mail：privacy@ybb-support.jp

受付電話番号：0120-981-928（携帯電話・PHS・公衆電話からはご利用できません）

受付時間：10:00～18:00（月～金（祝日を除く）/施設点検日およびメンテナンス日は休業）

10. 当該窓口にて承りました開示の求めの申出者に対し、当社が用意する「個人情報開示申請書」ならびに当該申請書送付先、手数料額および支払方法を記載した手続等案内書を送付致します。当該申請書等を受領した申出者は、手続等案内書に記載された当社指定の方法で手数料額を払い込み、申請書送付先に必要事項を記入済みの当該申請書および当社指定の本人確認書類を送付して頂きます。代理人による申請の場合は、代理人確認書類も合わせて送付して頂きます。当社の指定する申請書送付先窓口にて、当該必要記入済みの当該申請書および本人確認書類

11. 当該窓口への訂正等の求めに応じ、申出者から対象となる契約を特定するに足りる事項が提示された場合で、利用目的の達成に必要であると当社が判断した場合、その結果に基づき訂正等を行います。当該窓口への利用停止等の求めに対し、申出者から対象となる契約を特定するに足りる事項が提示された場合で、その求めに理由があると判明したときには、利用停止等を行います。

12. 個人情報の開示に関わる手数料は、1回の申請ごとに1,600円とします。手数料の支払は当社指定の方法とします。

初回規定日 2007年1月15日

改定日 2007年1月30日

改定日 2007年7月12日

## 第1章 総 則

### 第1条 （規約の適用）

- 1 本規約は、リセラーから本サービスを購入し、本サービスを利用する場合の条件を定めるものです。
- 2 会員には、本規約、会員規約、使用許諾契約および売買契約が適用されます。会員規約で定義された用語は、本規約で別段の定めのない限り本規約においても同様の意味に用いるものとします。
- 3 本規約に定める内容と会員規約との間に齟齬が生じた場合、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。
- 4 当社は、当社所定の方法により会員に通知することにより、本規約を変更できるものとします。

### 第2条 （用語の定義）

本規約において、次の用語は、次の各項に定める意味で用いるものとします。

- 1 「本サービス」とは、株式会社ネオジャパン（以下「ネオジャパン」といいます。）が「desknet's TEKI-PAKIエディション Powered by Applitus」の名称で提供をするグループウェアサービスをいいます。
- 2 「使用許諾契約」とは、ネオジャパンが別紙「サービス利用約款」で定めるネオジャパンと会員間で締結される本サービスの使用許諾契約をいいます。
- 3 「会員規約」とは、当社が定める「TEKI-PAKI」サービス会員規約をいいます。
- 4 「TEKI-PAKIサービス」とは、会員規約に基づき当社が提供をする、当社または第三者が提供するサービスを利用できるサービスの総称をいいます。
- 5 「TEKI-PAKIサイト」とは、TEKI-PAKIサービスを提供するにあたり当社が運営するWebサイトをいいます。
- 6 「リセラー」とは、会員に対して本サービスライセンスの販売を行なう第三者をいいます。
- 7 「売買契約」とは、リセラーと会員間で締結される本サービスに関する売買契約をいいます。

## 第2章 利 用

### 第3条 （申込等）

- 1 売買契約の申込は、会員が本規約および使用許諾契約に同意のうえ、当社が別途定める手続きに従い当社のリセラー（以下、会員に適用されるリセラーを「購入リセラー」といいます）に対して行うものとします。
- 2 売買契約は、会員が前項に基づき本サービスの購入申込を行い、購入リセラーから委託を受けた当社が購入リセラーから承諾の通知を受け、本サービスにアクセスできるURLを当社が会員に対して配信したときに、会員と購入リセラーとの間で成立するものとします。売買契約は、会員と購入リセラーの責任において締結されるものとし、当社は会員と購入リセラー間の売買契約に関して何ら責任を負いません。
- 3 会員に本規約または会員規約に反する事由がある場合など売買契約の申込が適当でないと当社が判断する場合、購入リセラーが売買契約の申込を承諾しない場合、またはネオジャパンが本サービス使用許諾契約の申込を承諾しない場合には、売買契約の申込が承諾されない場合があります。

### 第4条 （本サービスの使用許諾）

本サービスの使用については、使用許諾契約に基づきネオジャパンから会員に対して許諾されるものであり、本規約に定めるものを除き、当社は何ら責任を負いません。

### 第5条 （ID等の発行）

- 1 当社は、会員に対し、サービス申し込みIDおよび管理者用アカウント（以下、総称して「ID等」といいます。）を通知するものとします。
- 2 ID等の発行後は、ID等の管理・保管は会員の責任および費用で行うものとし、当該会員以外の第三者に利用させる行為の他、譲渡、貸与、または質入等の担保権の設定その他一切処分を行ってはならないものとします。第三者が、会員のID等を使用した場合の責任は、すべて当該ID等を保有する会員の責任とみなされるものとします。

### 第6条 （契約期間）

会員は、本サービスの契約期間につき1ヶ月単位と1年単位のいずれかを選択することができます。ただし、本サービスの初回契約期間は、第3条2項に基づく売買契約成立日の翌月1日から起算して12カ月経過後の末日まで（以下「最低契約期間」といいます）とします。なお、購入リセラーがいずれかの契約期間を指定する場合があります。この場合会員は、契約期間を選択することができません。また、購入リセラーが最低契約期間を超える最低契約期間を指定した場合は、当該期間をもって最低契約期間とします。

#### ① 1ヶ月単位の場合

第3条(申込等)に基づく売買契約成立後の初回の契約期間は、最低契約期間にもとづき、当該売買契約成立日の翌月1日から起算して12カ月経過後の末日までとします。以後、1ヶ月毎に自動更新となります。

#### ② 1年単位の場合

第3条(申込等)に基づく売買契約成立日後の初回の契約期間は、当該売買契約成立日から開始し、当該売買契約成立日の翌月1日から起算して1年後までとします。以後、1年毎に自動更新となります。

## 第7条 (課金の開始)

1 本サービスの料金は、第3条(申込等)に基づく売買契約成立日から起算して翌月1日から課金が始まるものとします。

## 第8条 (ライセンス数等)

お客様は、契約期間の途中でライセンスを追加購入することができます。

1 本サービスは、1ライセンスあたり1名のみでの利用とします。

2 第3条(申込等)に基づく一つの売買契約における最低ライセンス数(以下「最低ライセンス数」といいます。)は、当社が別途定める方法により会員に提示します。

3 会員がライセンス数の減数を希望する場合(ただし、最低ライセンス数を下回ることにはできません。)、当社が別途定める方法により手続きを行います。ただし、当該減数によるライセンス数の変更は契約期間(1ヶ月単位または1年単位)の更新時に変更されるものとし、契約期間の途中に変更することはできません。

4 会員は、契約期間の途中であっても、当社が別途定める方法で手続きを行うことによりライセンス数を追加することが出来ます。追加されたライセンスは、当該手続きが完了した時点(以下「追加手続完了日」といいます。)で利用することができます。追加されたライセンスの利用期間は、当該契約期間の終了日までとします。契約期間の途中で追加されたライセンスは、追加手続完了日が属する月の1日から当該契約期間の終了日までの料金が発生します。日割りでの課金は行いません。

例)

- 契約期間が1ヶ月単位の場合：

契約期間が1/1から1/31までの1ヶ月単位の場合で、1/15にライセンスを追加した場合、追加したライセンスは1/31まで利用することができます。この場合の追加されたライセンスは、1/1から1/31までの料金が発生します。

- 契約期間が1年単位の場合：

契約期間が1/1から12/31までの1年単位の場合で、6/15にライセンスを追加した場合、追加したライセンスは12/31まで利用することができます。この場合の追加されたライセンスは、6/1から12/31までの料金が発生します。

5 会員が実際に利用しているライセンス数が、第3条(申込等)に基づき売買契約が成立しているライセンス数を上回る場合、当該上回るライセンスは利用開始日の翌月1日に遡って課金されます。会員は、購入リセラーの請求に基づき、当該上回るライセンスの料金を支払うものとします。

## 第9条 (料金)

会員は、本サービスの料金を、ライセンス数に応じて別途購入リセラーが定める料金および支払方法に従い、購入リセラーに対し支払うものとします。

## 第10条(サポート等)

当社は、当社が別途定める条件および方法に従い、本サービスにおけるサポートを会員に対し提供いたします。

## 第3章 責任

### 第11条(禁止事項)

1 会員は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- 1) 本サービスを自己使用以外の商用その他不正の目的をもって利用すること
- 2) 本サービスを第三者に再許諾し、または使用させること
- 3) 本サービスに関連して使用される当社または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- 4) リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、修正、翻訳、その他改造行為
- 5) 本サービスを接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害したり混乱させたりすること
- 6) ID等を不正に使用しまたは使用させること
- 7) 会員規約、本規約または使用許諾契約に反する禁止行為
- 8) その他当社が合理的理由に基づいて、不適切・不相当と判断する行為

2 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万一会員が本サービスの利用に関して第三者に損害を与えた場合、または第三者と紛争を生じた場合、会員は、自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。万一、当社が他の会員や第三者から責任を追求された場合は、会員はその責任と費用において当該紛争を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

## 第12条(保証・責任の制限)

1 当社は、本サービスの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性、会員の特定目的の適合性等につき、いかなる保証も行わないものとします。

2 本サービスの利用、ならびに本サービスを携帯電話で利用するために必要となるソフトバンク携帯電話専用の「desknet's S!アプリクライアント」(以下「S!アプリ」といいます。)のダウンロードおよびインストールは会員が自己の責任および費用で行うものとし、その完全性や正確性等につき、当社は責任を負わないものとします。

3 本サービスを利用するにあたり会員が使用する端末等の設備、ネットワーク環境その他本サービスを利用するために必要な設備および環境等の維持は会員が自己の責任および費用で行うものとし、当該設備または環境等の不備に起因して生じた一切の損害につき、当社は責任を負わないものとします。

4 会員は、会員規約、本規約、使用許諾契約および売買契約に従い、本サービスを自己の判断と責任で利用するものとします。

5 本規約に基づき、当社の責めに帰すべき事由により会員に損害が生じた場合には、会員が当該損害の生じる直前に利用した本サービスの料金の3ヶ月間分に相当する金額を限度とし、かつ直接損害に限り賠償いたします(すなわち逸失利益、結果損害その他の間接損害は、一切賠償の対象とはなりません)。

6 TEKI-PAKIサイトを提供する機器の故障、トラブル、停電、通信回線の異常ならびにシステム障害等の当社の予想を超えた不可抗力により会員情報その他会員に関するデータが消失等することがあります。当社は、当社に故意または重過失がある場合を除いて、かかる事態の発生により会員情報その他会員に関するデータが消失、紛失、遅延等した場合、これにより発生した損害につき一切責任を負わないものとします。

7 会員が、第11条(禁止事項)に定める禁止事項に違反することにより発生した損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

## 第4章 利用の終了

### 第13条(会員による解約)

1 会員は、当社が別途定める手続きに従い、本サービスの解約を行うことができるものとします。

2 前項に基づく解約は、前項による解約の手続きが完了後、第6条(契約期間)に基づく契約期間満了日をもって効力が生じるものとします。

### 第14条(利用終了後の措置)

1 会員は、本サービスの利用を終了した場合には、利用が終了したS!アプリを会員のソフトバンク携帯電話からアンインストールするものとし、以後一切利用してはならないものとします。

2 会員は、本サービスの利用を終了した場合には、ID等を破棄するものとし、以後一切利用してはならないものとします。

3 当社は、本サービスの利用が終了した後は、会員に対しサポートの提供等の一切の責任を負わないものとします。

## 第5章 雑則

### 第15条(権利の帰属)

本サービスおよび本サービスに付随して作成される資料等に関する著作権、特許権、商標権、意匠、ノウハウ等の知的財産権およびその他一切の権利は、当社、ネオジャパンまたは情報提供者に帰属します。

初回規定日 2008年11月1日

## Applitusサービス利用約款

株式会社ネオジャパン（以下「当社」といいます。）は、当社サービスを契約された皆様（以下「契約者」といいます。）に適用されるサービス利用約款を以下の通りに定め、契約者は本約款を遵守して当社サービスの提供を受けるとともに、これを承諾します。

### 第1章 総則

#### （約款の適用）

**第1条** 当社は、次条以下の規定にて定めたサービス利用約款（以下「約款」といいます。）に基づき、この約款に定めるサービスを提供致します。また、当社はサービス毎に別途個別の約款（以下「個別約款」といいます。）を定めこれに基づきサービスの提供を行う場合があります。約款と個別約款の間に相違がある場合には、個別約款を優先します。

#### （約款の変更）

**第2条** 当社は、契約者の承諾無くこの約款を変更することがあります。約款が変更された後の提供条件は、変更後の約款によります。なお、当社は契約者に不利益となる約款の変更については2ヶ月前に、それ以外の約款の変更については一定の予告期間をもって、当社が適切と判断する方法（ウェブサイト上での表示、契約者に対する電子メールでの通知等の方法を含みます）で契約者に事前に通知します。

#### （用語の定義）

**第3条** この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

（1）当社サービスとは、当社及び当社の指定した業者が設定・保守管理する「インターネットに接続されたコンピュータ機器（以下「当社サーバ」といいます。）及びソフトウェアによって提供する機能利用権を契約者に付与するサービス」のことをいい、第4条(当社サービスの種別とその内容)に定める各種サービスを総称します。

（2）利用契約とは、契約者が当社サービスの提供を受ける為の契約を指し、契約規約としてはこの約款が適用されます。

（3）契約者とは、当社と直接又は販売代理店等を介して間接的に当社サービスの利用契約を締結している法人、団体、組合又は個人を指します。

（4）SLAとは、当社が別途提示する当社サービスの提供に関する品質の保証を定めた文書（Service Level Agreement）を指します。

#### （当社サービスの種別とその内容）

**第4条** 当社サービスの種別及びその内容は、別紙に定める通りとします。当社は契約者の承諾なくサービスの種別とその内容を変更することがあります。変更されたあとのサービスの種別とその内容は、変更後の取り決めの通りとします。

**2** 契約者は以下の事項を了承の上、当社サービスを利用するものとします。

（1）第27条（免責）第1項の各号に掲げる場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること

（2）当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること

（3）契約者は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

#### （サービスの提供区域）

**第5条** 当社サービスの提供区域は、日本国内の全ての地域とします。（但し、一部離島等での提供ができない区域もあります。）

### 第2章 当社サービスの利用契約

#### 第1節 通則

##### （利用期間と契約単位）

**第6条** 当社サービスは、サービスの開始日から提供いたしますが、契約上の利用期間起算日は利用申込に対して当社がこれを承諾した日の翌月1日とします。

**2** 当社サービスについてはそれぞれのサービス種別毎に当社が最低利用期間と契約単位を定めることが出来るものとし、各サービスの最低利用期間と契約単位は別紙の通りとします。なお最低利用期間の起算日は契約上の利用期間起算日に準じます。

**3** サービスの開始日以降、契約者は最低利用期間満了日までの利用料金を支払うことで、最低利用期間満了日前においても当社サービスの利用契約を解約することが出来るものとし

**4** 当社サービスの利用契約はサービス毎に特に定める場合の他は自動的に更新されるものとし

##### （権利等の譲渡禁止）

**第7条** 契約者は、当社サービスの提供を受ける権利及び利用契約上の地位を第三者に譲渡し又は承継させることができません。  
但し、契約者である法人が合併、会社分割又は営業譲渡などにより契約者たる地位が承継されたときは、当該地位を承継した法人は、当社に対し、速やかに、承継があった事実を証明する書類を添えて、その旨を申し出るものとします。  
当社が承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後1ヶ月以内に、当該承継法人に書面により通知をして利用契約を解約することができるものとします。また、解約にあたっては第18条(利用契約の解約)を準用するものとします。  
当社が解約しなかった場合、承継した法人は利用契約に基づく一切の債務を承継するものとします。

## 第2節 申し込み及び承諾等

### (利用契約の成立)

**第8条** 当社は当社サービスの利用の申込を受けるにあたり、サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した利用申込を受け取り、必要な審査・手続き等を経た上で当該利用申込を受け付けるものとします。

2 利用契約は、利用申込に対して当社がこれを承諾したときに成立します。

3 利用申込書の提出は、当社が認めた場合に限り、別途定める方法による申込に替えることが出来ます。

### (サービスの開始)

**第9条** 当社サービスの利用契約が成立し、当社サービスの開始にあたっては、当社は契約者に対してサービスの開始日、申込内容を明記した提供サービス確認内容及び必要な各種ID、及びそれに対応したパスワードを文書又は電子メールで通知します。

2 契約者は第1項の通知をもってサービス提供内容を確認したものとし、サービス開始日以降、実際のサービス利用の有無に係わらず、利用料金を支払うこととします。

### (申し込みの拒絶)

**第10条** 当社は、次の各号に該当する場合には、当社サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。

(1) 当社サービスの申込者が当該申込に係る契約上の義務を怠るおそれがあると当社が判断したとき。

(2) 当社サービスの利用申込書に虚偽の事実を記載したとき。

(3) 申込者が当社又は当社サービスの信用を毀損するおそれがある態様で当該サービスを利用するおそれがあると当社が判断したとき。

(4) 申込に係わる当社サービスの提供又は当該サービスに係わる装置の設置・保守が著しく困難な場合。

(5) 契約者が第13条(サービス提供の停止)に該当する行為を行ったことがある場合又は行うおそれがあると当社が判断したとき。

(6) 申込者が未成年であって保護者の同意を得ていないとき。

(7) 前各号のほか、当社が利用契約の締結を適当でないと判断したとき。

2 前項の規定により、当社サービスの利用の申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対し、書面をもってその旨を通知します。

## 第3節 契約事項の変更等

### (サービスの変更等)

**第11条** 契約者は、当社が定める申請方法に基づきサービス内容の変更を請求できます。

2 前条の請求があった場合については第10条(申込の拒絶)を準用し、当社がその請求を承諾しないことがあります。

3 第1項の変更に関する契約成立は第9条(サービスの開始)に定めるものと同様とします。また、この変更に必要な作業は、当社又は当社が指定した業者が行います。

### (契約者の名称の変更等)

**第12条** 契約者は、申込書に記載した内容を変更したとき及び第13条(サービス提供の停止)【5】号の事実が発生し又はそのおそれがあるときは、当社に対し、その旨を遅滞なく書面により通知するものとします。

## 第4節 サービス提供の停止等

### (サービス提供の停止)

**第13条** 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて当社サービスの提供を停止することがあります。

(1) 当社と直接利用契約を締結している場合であって、当社サービス料金、割増料金又は遅延損害金等が支払期日を経過しても支払われないとき。

(2) 販売代理店等を介して間接的に利用契約を締結している場合であって、当該代理店から当社への支払いがなされないとき。

(3) 申込にあたっての虚偽の事項を記載したことが判明したとき。

(4) 当社が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し過大な負荷又は重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない）を与えたとき。

(5) この約款及び利用契約に違反する行為で、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

(6) 第7節に定める契約者の義務等に違反すると当社が判断したとき。

(7) 契約者が、仮差押、差押、破産、民事再生法、会社更生法等の申立をし、又はこれを受けたとき。

(8) 法令に違反し又は公序良俗に反する態様において当社サービスを利用したとき又はそのおそれがあるとき。

(9) 当社と直接利用契約を締結している場合であって、料金支払方法等に変更があり、変更した支払方法に必要な契約者情報が確認できないとき。

(10) 前各号の他、契約者が利用契約に違反し、当社の催告にかかわらず違反が是正されないとき。

(11) その他、当社が不適切と判断するとき

#### (サービス提供の中止)

**第14条** 当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、当社サービスの提供を中止することがあります。

(1) 当社又は当社の指定した業者の電気通信設備の保守上、又は工事上やむを得ないとき

(2) 当社又は当社の指定した業者の電気通信設備に障害が発生したとき

(3) 電気通信事業者又は当社指定管理会社が電気通信サービスの提供を中止することにより当社サービスの提供を行うことが困難になったとき

(4) その他当社がやむを得ないものと認める事由があるとき

**2** 当社は前項【1】号の規定により当社サービスの提供を中止する場合はその14日前迄に、【2】号ないし【4】号の規定により当社サービスの提供を中止する場合は予め、その理由、実施期日及び実施期間を契約者に当社の定める方法で通知します。但し、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。なお、これにより契約者に損害が発生した場合当社は一切の責任を負いません。

#### (サービス開始の遅延)

**第15条** 当社は、次の各号に該当する場合には、当社サービスの開始時期を当社が通知する利用開始日より遅らせる場合があります。

(1) 申込に係わる当社サービスの提供又は当該サービスに係わる装置の設置・保守の開始が通常に比して困難な場合

(2) 電気通信事業者又は当社指定管理会社が行う電気通信サービスの提供に遅延が生じた場合

(3) その他当社がやむを得ないものと認める事由があるとき

**2** 前項の規定により、当社サービスの開始時期を遅らせる場合は、当社は、申込者に対し、書面又は電話等の適切な方法をもってその旨を通知します。

#### (サービス利用の制限)

**第16条** 当社は、天災地変、その他の緊急事態の発生により、通信需要が著しく輻輳するなど、通信の一部又は全部を利用することが出来なくなった場合若しくはそのおそれがある場合は公共の利益の為に緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱う為、当社サービスの利用を制限或いは中止する場合があります。

**2** 当社サービスをご利用の契約者は当社サービスの提供に関わる電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしてはならないものとします。このような行為があった場合、当社は契約者の利用を制限するとともに、契約者に対して損害賠償請求をすることがあります。

#### (サービスの廃止)

**第17条** 当社は都合により、当社サービスの特定のサービスを廃止することがあります。この場合、当社は契約者に対し廃止の2ヶ月前迄に当社が適切と判断する方法でその旨を通知します。但し、当社が緊急と判断する場合においてはその限りではありません。なお、これにより契約者に損害が発生した場合当社は一切の責任を負いません。

### 第5節 利用契約の解約

#### (利用契約の解約)

**第18条** 契約者は、サービスの開始日経過後に利用契約を解約するときは、当社に対し解約の日の1ヶ月前に解約の旨及び解約するサービスなどを当社が別途定める書面により通知するものとします。解約希望通知が当社に届いた日から解約希望日までの期間が1ヶ月未満の場合、解約希望通知が当社に到達した日の翌月末日を契約者の解約希望日とみなします。

**2** 当社は、第13条(サービス提供の停止)の各号のいずれかに該当する場合、同条に定める提供の停止を行うとともに、直ちに利用契約を解約することができます。

**3** 当社は前項の規定により利用契約を解約するときは書面により契約者にその旨を通知します。

4 契約者によって「ドメイン・サービス」の契約を解約する場合、レジストラとの間で定められたドメイン利用更新日から契約解約を希望する日までの間が30日以内の場合には、ドメインの属性に応じて以下の通りドメイン更新費用が発生し、契約者はこれを負担するものとします。また、ドメインの指定事業者変更もドメイン更新日の30日前からドメイン更新日の60日後までの間は行うことができません。

5 契約者は、第14条（サービス提供の中止）又は第16条（サービス利用の制限）に定め事由が生じたことにより、当社サービスを利用することが出来なくなった場合において、契約者が当該サービスに係わる契約の目的を達することが出来ないと認めるときは、前項の規定にかかわらず当社に対する通知をもって当該契約を解約することができます。この場合、解約は契約者による書面による通知が当社に到着し、通知に対する当社よりの書面による承認が契約者に到達した日にその効力が生じたものとします。

6 契約者による利用契約の解約を希望する場合、契約者は最低利用期間の残月分代金を支払うことによっていつでも契約を解約することができます。

## 第6節 料金等

### （サービス料金）

第19条 販売代理店等を介して間接的に利用契約を締結している契約者は、当社サービスの料金を当該販売代理店等に対して支払うものとし、支払いに関する条件等は契約者と当該販売代理店等との間の取り決めに従うものとします。

## 第7節 契約者の義務等

### （自己責任の原則）

第20条 契約者は当社サービス内における一切の行為及びその結果について、当該行為を自己でなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。

2 当社は契約者が当社サービス内に登録したデータにつき、何らの保証も行わず、その責任を負わないものとします。

3 契約者は当社サービスによって提供されるサービスを通じて契約者が発信した情報について一切の責任を負うものとし、当社に対していかなる迷惑及び損害を与えないものとし、契約者が発信した情報により当社が損害を蒙った場合にはその損害を賠償するものとします。

4 契約者が当社サービスによって提供されるサービスの利用に関して、当社の他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、当該契約者は自己の費用負担と責任において当該損害を賠償するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

5 契約者は当社サービスの利用及びこれに伴う行為に関して、第三者より問合せ、クレーム等が通知された場合及び第三者との間で紛争が発生した場合は、自己の責任と費用をもってこれらを処理解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

### （ソフトウェア等の管理）

第21条 契約者は当社サービスの提供に関し、当社が契約者に提供するソフトウェアについて、以下の条件を守るものとします。

(1) 契約者は、ソフトウェアを第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をしないこと

(2) ソフトウェアを善良な管理者の注意をもって管理すること

(3) ソフトウェアの利用に関し、第28条（ソフトウェアの著作権等）の規定を遵守すること

2 前項の規定に違反して機器又はソフトウェアを亡失又は毀損した場合は、当社のオペレータ又は当社が指定する者が当該機器又はソフトウェアを復旧又は修理するものとし、その費用は契約者が負担するものとします。

### （アカウントの管理）

第22条 契約者は、当社が契約者に対し付与するID及びパスワードについて全面的な管理責任を負うものとします。ID及びパスワードは、サービスの提供単位毎に契約者の代表管理者1名につき、1つ付与するものとします。

2 契約者は、ID又はパスワードを第三者（契約者の代表管理者以外）に利用させてはいけません。

3 契約者は、ID又はパスワードが窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。ID又はパスワードが窃用され、又は第三者に利用されたことによる損害は契約者の負担とし、当社は責任を負いません。

### （バックアップ）

第23条 契約者は、契約者等が当社サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、契約者は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、当社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

### （電子メールによる応答義務）

**第24条** 契約者は、常に当社からの電子メールが、契約者が届け出た連絡先電子メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととします。

**2** 当社は、契約者に対し、有益と思われるサービスや、当社ビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信する場合があります。この場合、当社が送付したメールやファイルが消費する契約者のディスク容量は契約者の負担とします。

#### (禁止行為)

**第25条** 契約者は、当社サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反する行為、そのおそれのある行為、又はそれに類似する行為。
  - (2) 当社又は第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
  - (3) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用い収集、取得する行為、又はそれに類似する行為。
  - (4) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、又はそれに類似する行為。
  - (5) 当社又は第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
  - (6) 当社又は第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
  - (7) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかすもしくは容易にさせる行為、又はそれらのおそれのある行為。
  - (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、又はそれに類似する行為。
  - (9) 公職選挙法に違反する行為、又はそのおそれのある行為。
  - (10) 無限連鎖講（「ねずみ講」）、それに類似する行為、又はこれを勧誘する行為。
  - (11) わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信する行為、及び児童の保護等に関する法律に違反する行為、又はそれに類似する行為。
  - (12) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律（以下「風営適正化法」といいます。）が規定する映像送信型風俗特殊営業、又はそれに類似する行為。
  - (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「出会い系サイト規制法」といいます。）が規定するインターネット異性紹介事業、又はそれに類似する行為。
  - (14) 当社サービスの提供を妨害する行為、又はそのおそれのある行為。
  - (15) 第三者の通信に支障を与える方法もしくは態様において当社サービスを利用する行為、又はそのおそれのある行為。
  - (16) 当社もしくは第三者の運用するコンピュータもしくは電気通信設備等への不正アクセス行為、クラッキング行為もしくはアタック行為又は当社もしくは第三者の運用するコンピュータもしくは電気通信設備等に支障を与える方法もしくは態様において当社サービスを利用する行為、それらの行為を促進する情報掲載等の行為もしくはそれに類似する行為。
  - (17) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール（特定電子メールを含むがそれに限定されない）を送信する行為、第三者が嫌悪感を抱くもしくはそのおそれのある電子メール（「嫌がらせメール」、「迷惑メール」）を送信する行為又はそれに類似する行為。
  - (18) 当社サービスを利用してコンピュータウイルス等他人の業務を妨害するもしくはそのおそれのあるコンピュータプログラムを使用する行為、第三者に提供する行為、又はそのおそれのある行為。
  - (19) 第三者の通信環境を無断で国際電話もしくはダイヤルQ2等の高額な通信回線に変更する行為、又は設定を変更させるコンピュータプログラムを配布する行為。
  - (20) 当社サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、又は消去する行為。
  - (21) 他人のIDもしくはパスワードを不正に使用する行為、又はそれに類似する行為。
  - (22) その他、他人の法的利益を侵害する方法もしくは公序良俗に反する方法又は態様において当社サービスを利用する行為。
- 2** 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、又は結果として同等となる行為を含みます。
- 3** 第1項【12】号及び【13】号については、風営適正化法又は出会い系サイト規制法の定めに従い、適正に事業運営されていることを、当社が確認できたものについては、第1項の規定適用から除外し、特別に当社サービスの利用を認める場合があります。但し、その後、第1項で定める禁止行為を行った場合や不適正な事業運営であると当社が判断した場合は、第13条（サービス提供の停止）に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行うことがあります。
- 4** 契約者が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとき当社で判断した場合、当社は、第13条（サービス提供の停止）に定める措置を行うほかに、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、及び当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

## 第8節 損害賠償

#### (損害賠償)

**第26条** 当社は、当社サービスの提供にあたって、契約者に対し負担する補償・賠償の責任の範囲を以下の通りとします。

(1) 当社が、個別契約又はSLAにおいて、SLAを遵守できないことに対し一定の補償を行う旨規定した場合、当社は当該補償以外には何らの責任も負担しません。ただし、当社に故意又は重過失がある場合にはこの限りではありません。

(2) 前号のほか、当社が約款に定める義務に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害を賠償する責任を負担するものとします。但し、当社が負担する責任はその原因が当社の故意又は重過失に基づく場合を除き、当該損害の発生日から起算して過去12ヶ月間に契約者が支払ったサービス料金の総額を限度とします。

これをもって当社の責に基づく賠償責任の限度とし、当社の責に帰すことのできない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については何らの責任も負担しないものとします。尚、契約者は、当該請求をなし得ることとなった日から3ヶ月以内に請求をしなかったときはその権利を失うものとします。

**2** 当社は、当社サービス設備に関する電気通信事業者の責に帰すべき理由により、当社サービスの提供が出来なかった場合、当社がその電気通信事業者から受領する損害賠償額を当社サービスが利用できなかった契約者全員に対する損害賠償の限度額とし、かつ、契約者に現実に発生した損害に限り賠償請求に応じます。

**3** 当社は本条（損害賠償）第1項、第2項による損害賠償を相当額のサービスの提供又はサービス期間の延長をもって代えることが出来るものとします。

#### (免責)

**第27条** 当社が契約者に対して負う責任は、第26条(損害賠償)の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により契約者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

(1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力

(2) 契約者設備の障害又は当社サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害

(3) 当社サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する障

(4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスの当社サービス用設備への侵入

(5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない当社サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受

(6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害

(7) 当社サービス用設備のうち当社の製造に係らないソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS）及びデータベースに起因して発生した損害

(8) 当社サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害

(9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害

(10) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分

(11) 当社の責に帰すことのできない事由による納品物の搬送途中での紛失等事故

(12) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合

(13) その他当社の責に帰すことのできない事由

**2** 当社は、契約者等が当社サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争について一切責任を負わないものとします。

## 第9節 データ・ソフトウェア等の取り扱い

#### (ソフトウェアの著作権等)

**第28条** 契約者に提供されるソフトウェア及びその他の各種情報（以下「ソフトウェア等」といいます。）については、その著作権、ノウハウ等の知的所有権のすべてを当社又は当社にソフトウェア等の利用を許諾した第三者が所有します。

**2** 契約者は、ソフトウェア等を当社サービス利用の目的にのみ利用することができ、これ以外の目的での利用はできません。

#### (データ等の取り扱い)

**第29条** 当社サービスにおける当社のサーバのデータが、滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接及び間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

#### (データ・ソフトウェア等の消去)

**第30条** 当社は、契約者の登録した情報等又は契約者の管理する情報等が、当社の定める所定の基準を超えた場合又は、第13条（サービス提供の停止）各号のいずれかに該当するときは、何らの補償をすること無しに、契約者に対し通知なく、現に蓄積している情報を削除し、又は情報の転送もしくは配送を停止することがあります。

**2** 当社は、前項に基づく情報等の削除又は転送もしくは配送の停止に関し、いかなる責任も負いません。

### (解約時のデータ・ソフトウェア等)

**第31条** 第18条(利用契約の解約)により、サービスを解約された場合、サーバ内のデータ、ソフトウェア等を削除します。これによる契約者の直接及び間接の損失、損害等に対して、当社はいかなる責任も負わないものとします。

### (情報の管理)

**第32条** 契約者は、当社サービスを使用して受信し、又は送信する情報については、当社サービス用設備の故障による情報の消失に備え必要な措置をとるものとします。

## 第10節 雑則

### (個人情報の保護)

**第33条** 「契約者の個人情報」とは、契約者に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、住所、電話番号、メールアドレス、ID及びパスワード、その他の記述等(記述、番号、記号その他の符号等をいい、本条第3項各号に定めるものを含みます。)により特定の契約者及び関係する個人等を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。)をいいます。

**2** 当社は、当社サービスの提供に関連して知り得た契約者の秘密情報を第三者に開示又は漏洩しないものとします。但し、裁判所の発する令状その他裁判所の判断に従い開示する場合には、この限りではありません。

**3** 契約者は、当社が当社サービスの提供に関連して知り得た契約者の個人情報のうち次の【1】号ないし【6】号の各号に定めるものを、第三者への提供を含み、当該各号に定めるその利用の目的(以下「利用目的」といいます。)の達成に必要な範囲内で取扱うことに同意するも

(1) 当社サービスの提供・問い合わせ対応等に伴い必要となる個人認証、与信管理、システム運用、カスタマーサービス運用、及び当社サービスの変更、追加又は廃止等に係る通知をするため、ユーザーID、会社名、部署名、氏名、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、住所、その他契約情報(申込日、契約日、利用サービス、利用状況等契約の内容に関する情報を含みます。)等を利用すること。

(2) 当社サービスの提供との関連において、会員等からの請求、問合せ及び苦情に対する対応、サポート、又は連絡をするため、氏名、ユーザーID等、住所、電話番号、ファックス番号、及び電子メールアドレス等を利用すること。

(3) 契約の解約に伴う退会処理のため、ユーザーID等、通信履歴、及びその他当該契約者の退会処理に必要な情報等を当該契約者の退会後も当社所定の期間保有し、利用すること。

(4) 個人情報の利用に関する当該契約者等の同意を求めため、電子メールの送信もしくは印刷物の郵送等を行い、又は電話をするため、氏名、ユーザーID等、住所、電話番号、及び電子メールアドレス等を利用すること。

(5) その他任意に契約者の同意を得た利用目的のため、当該契約者の個人情報を利用すること。

(6) 裁判所の発する令状その他裁判所の判断に従い契約者等の個人情報を開示するため、当該契約者等の個人情報を利用すること。

**4** 契約者は、当社が保有する契約者の個人情報についてデータの開示を求めることができるものとします。またその結果、誤りがあればデータの訂正又は利用の停止を求めることができるものとします。開示請求については、当該契約者本人であることを確認できた場合とさせていただきます。なお、開示請求にあたり、当社が規定する所定の手数料を徴収させていただきます。開示請求に対する当社からの回答は、契約者届出住所及び契約者本人宛の郵送又はファクシミリを標準とします。

開示請求に対する弊社からの回答は、契約者届出住所および契約者本人宛の郵送あるいはFAXを標準とします。

**5** 契約者の個人情報の取扱いに関する当社お問合せ窓口は、コミュニケーションセンター内「お客様相談室」とします。

<お客様相談室連絡先>

URL : <https://ssl.neo.co.jp/inquiry/inq.html>

TEL : 0120-365-800 (土曜、日曜、祝日及び当社休業日を除く9:00~17:00)

### (再委託)

**第34条** 当社は、契約者に対する当社サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先(以下「再委託先」といいます。)に対し、第33条(個人情報の保護)のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

### (通信設備等)

**第35条** 当社は、当社が当社サービスにより提供したものを除き、契約者が自己の費用と責任において調達した、当社サービス利用に必要な通信機器、ソフトウェア及び付随して必要となる契約並びにそれに伴う障害及び損害については、一切の責任を負わないものとします。

### (接続業者)

**第36条** 当社は、当社サービスの利用の為に必要なもしくは適したインターネット接続環境又はインターネットサービスプロバイダーの接続環境を指定することがあります。当社は当社の推奨外の接続業者のサービスを利用した場合に、推奨プロバイダとの差異により起因する諸問題につき、何らの責任を負わないものとします。

**(指定ハードウェア及びソフトウェア)**

**第37条** 当社は、当社サービスの利用のために必要又は適したハードウェア及びソフトウェアを指定することがあります。この場合契約者が他のソフトウェアを用いたときは当社が提供するサービスを受けられないことがあります。

**(契約者の損害賠償責任)**

**第38条** 契約者がこの約款及び利用契約に違反して当社に損害を与えた場合、当社は契約者に対して、当社が被った損害の賠償を請求できるものとします。

**第11節 その他**

**(準拠法)**

**第39条** この規約に関する準拠法としては、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

**(合意管轄裁判所)**

**第40条** 契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

**(お問い合わせ)**

**第41条** 当社サービスに関する全般的なお問合せ受付窓口は、当社コミュニケーションセンターとします。

<コミュニケーションセンター連絡先>

URL : <http://www.applitus.com/>

TEL : 0120-365-800 (土曜、日曜、祝日及び当社休業日を除く9:00~17:00)

FAX : 045-640-5918

別紙：

◆サービス名称

- ・desknet's TEKI-PAKIエディション Powered by Applitus

◆サービス提供内容

- ・月額利用料 販売価格 500円/アカウント
- ・初期費用 販売価格 0円 (初期費用なし)
- ・最低契約数 5アカウント/500MB～(追加:1アカウント/100MB～)  
新規：初月無料 追加：当月から課金対象  
特に上限は設けない。  
ただし、250ユーザ/25GBを超える場合は要相談  
専用サーバへの移行していただく必要あり
- ・最大契約数
- ・契約形態 月次/年次契約 (年額一括払い可)
- ・最低契約期間 12ヶ月間 (月次契約の場合、13ヶ月目から解約可能)  
※申し込み月は含まない
- ・ディスク容量 1ユーザあたり100MB (250ユーザの場合：25GB)
- ・ディスク容量追加 販売価格 500MB/2,000円/月

◆専用サーバプラン

①251～350ユーザ

- ・月額基本費用 販売価格 50,000円
- ・月額利用料 販売価格 500円/アカウント
- ・初期費用 販売価格 50,000円
- ・最低契約数 251アカウント  
新規：初月無料 追加：当月から課金対象
- ・最大契約数 350アカウント  
ただし、350ユーザ/20GBを超える場合は要相談
- ・契約形態 月次/年次契約 (年額一括払いOK)
- ・最低契約期間 12ヶ月間 (月次契約の場合、13ヶ月目から解約可能)  
※申し込み月は含まない
- ・ディスク容量 20GB
- ・ディスク容量追加 販売価格 5GB/5,000円/月 (40GBまで追加可能)

②351～450ユーザ

- ・月額基本費用 販売価格 70,000円
- ・月額利用料 販売価格 500円/アカウント
- ・初期費用 販売価格 70,000円
- ・最低契約数 351アカウント  
新規：初月無料 追加：当月から課金対象
- ・最大契約数 特に上限は設けない。  
ただし、450ユーザ/40GBを超える場合は要相談
- ・契約形態 月次/年次契約 (年額一括払いOK)
- ・最低契約期間 12ヶ月間 (月次契約の場合、13ヶ月目から解約可能)  
※申し込み月は含まない
- ・ディスク容量 40GB
- ・ディスク容量追加 販売価格 5GB/5,000円/月 (80GBまで追加可能)

※450ユーザ/80GBを越える場合は要相談

※その他、専用サーバプランに付随するオプションサービスは要相談

◆トライアル

- ・お申し込み数 5アカウント～
- ・トライアルから本番環境への移行可能

◆納品内容

- ・ログインURL
- ・企業ID
- ・個人ID
- ・個人パスワード